

未婚の児童扶養手当受給者に対する 臨時・特別給付金を支給

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、令和元年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

- 1 支給額 17,500 円
- 2 申請期間 8 月 1 日（木）～令和 2 年 2 月 3 日（月）
- 3 提出物 戸籍謄本(抄本)等
- 4 支給時期 令和 2 年 1 月 10 日（金）
- 5 申請先 健康福祉部子育て支援課手当係
- 6 支給対象者 次のすべての要件を満たす方が対象です。

- (1) 令和元年 11 月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- (2) 基準日（令和元年 10 月 31 日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方
- (3) 基準日（令和元年 10 月 31 日）において、事実婚をしていない方
または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

※支給対象者が基準日（令和元年 10 月 31 日）の翌日以降に亡くなられた場合は、その方の児童扶養手当の対象となるお子さんに給付金を支給します。

7 周知方法

8 月初旬の「児童扶養手当現況届のお知らせ」送付時に、ご案内チラシを同封します。併せて、広報みき 8 月号及びホームページにも掲載します。

問い合わせ先 三木市健康福祉部子育て支援課手当係
電話 0794-82-2000（内線 2334）